

国会議員と自治体議員 活動費の公開 **比べてみたら** これだけ違う

川越市



政務活動費とは

政務活動費は、地方議員の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部として自治体から支給される公費で、支給額は各自治体の定めにより異なり、川越市は月額7万円(2020年度の中核市平均は月額8.7万円)です。(川越市議会は、新型コロナ対策として、2020年度下半期分を月額4万円に減額。埼玉県下で唯一の対応。2021年10月.全国市民オンブズマン調査)



1円から領収書添付!

地方自治法により、収支報告が義務付けられ、残金の返還義務や本市の議会ガイドラインに基づいた用途の範囲で、1円からの領収書添付及び、原本の公開等も義務付けられています。

2007年に本市議会ガイドライン(川越市議会HPに掲載)が施行されて以来9回に渡り改正を行い、制度の見直しを図ってきました。

月額で比較!

(議員一人当たりの交付額)

国会(文書通信交通滞在費+立法事務費)	165万円
大阪府議会	都道府県最高額の59万円
東京都議会	50万円
埼玉県議会(都道府県平均額は約34.6万円)	50万円
川口市議会	中核市最高額の18万円
川越市議会(中核市平均額は8.7万円)	7万円
所沢市議会	7万円

- * コロナ対応減額分は含んでいません。
- * 支給方法等扱いは各自治体により異なります。
- * 政務活動費制度の廃止と、議員報酬の増額をセットで改正する自治体が増えていくとの報道も。



国

2022年2月末/調べ

文書通信交通滞在費・立法事務費とは

国会議員にのみ支給される文書通信交通滞在費は、給与(歳費)とは別に、電話代、郵便代、交通費、東京での滞在費等の名目で支給される公費(月額100万円)です。

立法事務費とは、国会議員が立法に関する調査研究活動を行うために必要な経費として支給される公費(月額65万円)です。



領収書添付も使途報告義務もナシ!

上記二つの公費とも、領収書の添付義務や、使途報告・公開義務、残金返還義務もなく、目的外使用への罰則もない不透明さから、「第二の給与」と揶揄されてきました。

2001年、衆院議長から諮問を受けた有識者により、「文書通信交通滞在費について、領収書を添付した使途報告書を公開すべき」との答申がまとめられていますが、未だ実現していません。



政務活動費に関する川口の考え

地方議会の政務活動費は、ガイドライン等により用途が規定され、領収書の添付等の公開も義務付けられ、「第2の報酬」のような指摘は、多くの場合ありえません。

それでも、政務活動費のさらなる情報公開は、議会への透明性を高め、議会や議員への市民の信頼を得るためには、出来る限り進めていく必要があります。(川越市議会では経理責任者会議において、情報公開についての協議を行っています。)

そして、これを前提にすれば、認められ、公開された政務活動費の使い方は、市民の皆様がその質を判断・評価できるものでもあります。同じ「視察」や「広報活動」等の項目も、物見遊山な視察ではないか、顔写真メインの自己PRビラか否か等、しっかりその「質」について皆様に判断・評価していただければと思います。



再開

第53回川口けいすけ議会報告会

日時：5月8日(日) 13:30~16:30 (新型コロナウイルスまん延防止措置、緊急事態宣言発出時は中止)

場所：古谷公民館1階会議室 電話 049-235-1834

内容：令和3年度市議会報告及び活動報告



この紙面の配布にご協力いただける方は、下記までご連絡いただければ幸いです(範囲・枚数は出来る限りで結構です)。

E-mail kawaguchi-keisuke@outlook.com TEL 080-3025-5776



